

第4章 環境影響評価方法書に対する意見及び事業者の見解

4.1 環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見の概要及び事業者の見解

愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年 3 月 19 日愛媛県条例第 1 号）第 8 条の規定に基づき、令和 6 年 11 月 1 日(金)から 12 月 16 日(月)の期間中に、環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見書の提出を受け付けたが、意見書の提出はなかった。

4.2 松山市長の意見及び事業者の見解

愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年 3 月 19 日愛媛県条例第 1 号）第 10 条の規定に基づき、松山市長から提出された環境影響評価方法書についての意見及びそれに対する事業者の見解は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 環境影響評価方法書に対する松山市長の意見及びそれに対する事業者の見解

松山市長の意見	事業者の見解
隣接する河川に漁業権を持つ関連漁協への影響が無いようご配慮ください。	対象事業実施区域が隣接する傍示川及び重信川には、重信川漁業協同組合の内水面漁業権が設定されています。 当該漁業協同組合には、環境影響評価の実施について説明のうえ、河川内の現地調査の実施について令和 6 年 12 月 17 日付で同意を得たうえで、調査を行っています。事業計画及び現地調査結果等を踏まえ、新施設の工事中に想定される河川生態系への影響の予測を行うとともに、影響を可能な限り低減させるよう、環境保全措置の検討を行いました。 今後も、環境影響評価手続きの進捗に応じて、随時、当該漁業協同組合に対する説明や情報提供を行います。

4.3 愛媛県知事の意見及び事業者の見解

愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年 3 月 19 日愛媛県条例第 1 号）第 10 条の規定に基づき、愛媛県知事から提出された環境影響評価方法書についての意見及びそれに対する事業者の見解は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2(1) 環境影響評価方法書に対する愛媛県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

愛媛県知事の意見	事業者の見解
第 1 総括事項	
<p>1 環境影響評価の適切な実施のため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、施設の仕様、事業計画及び工事計画をできる限り明らかにするとともに、事業及び工事の実施に伴う環境影響について、より一層の環境負荷の回避又は低減に努めるとともに、関係する諸計画及び法令との整合を図ること。</p>	<p>環境影響評価準備書の作成に当たり、施設の具体的な配置や形状、排ガス諸元、設備機器の概要、給水・排水計画等の施設諸元や、建設機械の種類や規格、稼働計画等の工事計画を設定し、環境影響評価を実施しました。設定した施設諸元や工事計画は、第 2 章「対象事業の名称、種類、目的及び内容」に示したほか、予測に必要となる詳細な条件は同第 6 章「調査、予測及び評価」において示しました。</p> <p>また、事業及び工事の実施に伴う環境影響については、環境保全措置の検討により一層の回避及び低減を図るとともに、松山市景観計画、建設リサイクル計画 2020 等の環境の保全に関する施策に基づく諸計画や、関係法令との整合を図るよう努めます。</p>
<p>2 事業計画について、煙突高さや排ガス量等を可能な限り具体的に定め、予測・評価を行うこと。また、処理能力の決定に当たっては、ごみの広域処理による推定発生量や地域における災害廃棄物の発生量を踏まえ、最適な規模とするとともに、設定根拠を分かりやすく示すこと。</p>	<p>予測・評価に当たっては、事業計画やプラントメーカーへの聞き取り調査の結果を踏まえ、煙突高さや、排ガス量・温度等の排ガス諸元を具体的に定めたいで行いました。</p> <p>施設の処理能力については、一般廃棄物量の将来推計値及び災害廃棄物の処理量を考慮し、最適な規模を設定しました。規模の設定根拠は、第 2 章「対象事業の名称、種類、目的及び内容」において示したとおりです。</p>
<p>3 地元自治体からの意見や住民説明会での意見について、誠実かつ確実に対応すること。</p>	<p>環境影響評価手続において受領した愛媛県知事及び松山市長意見並びに住民説明会でいただいたご意見、その他事業に対して寄せられたご意見について、誠実に対応します。</p>
<p>4 本環境影響評価については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」に基づく生活環境影響調査を兼ねることから、愛媛県環境影響評価技術指針に加えて、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の内容も考慮して、適切に調査、予測及び評価を実施すること。</p>	<p>調査、予測及び評価の実施に当たっては、愛媛県環境影響評価技術指針に加えて、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に定められた調査に関する技術的な事項への準拠を考慮して行いました。</p>

表 4-2(2) 環境影響評価方法書に対する愛媛県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

愛媛県知事の意見	事業者の見解
第2 個別事項	
1 地元との相互理解及び情報公開	
<p>(1) 地域住民との相互理解の醸成のため、ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行うこと。</p> <p>また、地元自治体や地域住民等からの意見、要望及び苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。</p>	<p>現有施設の維持管理状況については、松山市ホームページにおいて定期的に公開を行っているほか、施設外部に煙突排ガス中の大気汚染物質濃度を示す電光掲示板を設置し、環境保全基準の適合状況についてお示ししています。新施設の稼働後も、引き続きこのような取り組みを行うことで、地域住民の皆様の理解醸成に努めます。</p> <p>また、環境影響評価手続において受領した愛媛県知事及び松山市長意見並びに住民説明会でいただいたご意見、その他手続以外において事業に対して寄せられたご意見・ご要望及び苦情に対して、誠意をもって対応し、事業計画への反映に努めます。</p>
<p>(2) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後もホームページや事業所等において、公開に努めること。</p>	<p>令和6年11月に公告・縦覧を開始した環境影響評価方法書については、縦覧期間が終了した後も松山市ホームページにおいて公開を行っています。</p> <p>環境影響評価準備書や、今後公表を予定している環境影響評価書についても同様に、縦覧期間が終了した後も継続して公開する予定です。</p>
<p>(3) 同準備書の作成においては、最新の資料を用いるほか、図表を適切に活用し、できる限り専門用語や略記の使用を控え、縦覧図書として県民にも分かりやすい記載内容となるよう努めること。</p> <p>また、住民理解促進のためにも、建替によるメリット（大気汚染物質や二酸化炭素の削減量、リサイクル率、熱回収率など）を具体的に数値化するなどし、住民に分かりやすく示すこと。</p>	<p>環境影響評価準備書の作成に当たり、最新の文献を用いた調査を行うほか、図表の活用、専門用語や略記の使用の回避、用語集の作成、図書の概要を示すパンフレットの作成等により、県民の皆様にわかりやすい内容となるよう努めます。</p> <p>また、建て替えによる現有施設からの大気汚染物質や二酸化炭素の削減量の変化の程度を数値化し、第6章「6.1 大気質」及び「6.12 温室効果ガス等」に示しました。なお、リサイクル率及び熱回収率は、今後運営事業者との協議のうえ設定していきますが、可能な限り高いリサイクル率及び熱回収率となるよう努めます。</p>
<p>(4) ごみ焼却場の負のイメージの解消に向けた広報等をしっかり実施すること。</p>	<p>松山市ホームページ等を活用し、新施設に更新した場合のメリットを分かりやすく示していきます。</p>
2 大気質	
<p>(1) 可能な限り環境への負荷を低減した排出ガスの諸元値を同準備書において明らかにすること。</p>	<p>煙突排ガスの諸元は、環境影響の過小評価を避けるため、複数のプラントメーカーへの聞き取り調査を行い、妥当性の高い諸元を設定することとしました。</p> <p>当該諸元を考慮した予測の結果も踏まえ、今後の施設の詳細な設計・計画の段階では、より一層の環境負荷の低減を図るよう努めます。</p>

表 4-2(3) 環境影響評価方法書に対する愛媛県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

愛媛県知事の意見	事業者の見解
<p>(2) 大気質への影響に係る調査、予測及び評価に当たっては、事業計画地の気象や地理的条件を考慮し、適切な予測範囲を設定して実施すること。</p>	<p>大気質に係る調査・予測及び評価の対象とする範囲は、煙突排ガスに係る影響の可能性を考慮し、新施設整備区域から約2km圏内を網羅する範囲としました。</p> <p>このうち、調査・予測・評価地点の設定に当たっては、対象事業実施区域周辺の卓越風向を考慮することとし、煙突排ガスの拡散による環境影響がより大きくなると考えられる卓越風向の風下側の地点を含む四方向の地区を代表する地点を選定して行いました。</p>
<p>(3) 水銀の排出規制について、排出基準を遵守することはもとより、可能な限り水銀の排出抑制に努めること。</p>	<p>煙突排ガスの排出に当たり、温度を水銀の沸点以下まで減温することで、バグフィルターにおける捕集効率を高めます。</p> <p>また、可燃ごみに含まれる水銀の量を出来る限り低減できるよう、市民・町民の皆様へのごみ分別の啓発を進めます。</p>
<p>3 騒音及び振動</p>	
<p>周辺の国道や県道等において、ごみの広域処理により広範囲から集まる廃棄物運搬車両や工事車両の走行による騒音及び振動への影響を低減するため、搬入方法及び搬入経路の見直しを検討するとともに、できる限り搬入時期及び時間の分散化などの対策に努めること。</p>	<p>松山市を除く2市3町の住民及び事業者による直接持込ごみは、各市町に設けられた中継施設で集約した上で広域処理施設に搬入する予定です。中継施設の諸元は今後検討することから、本環境影響評価準備書における廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動の予測は中継施設による集約を考慮せずに行いましたが、主要走行ルート沿道に及ぼす影響は小さいと考えられます(第6章「6.1 大気質」～「6.3 振動」参照)。</p> <p>今後、中継施設での集約を行い、廃棄物運搬車両の台数の抑制を図ることで、道路沿道への影響はさらに低減するものと考えられます。</p> <p>また、廃棄物運搬車両や工事用車両については、可能な限り走行ルートや走行時期・時間帯の分散を図り、車両の集中による影響の低減に努めます。</p>
<p>4 水環境</p>	
<p>工事計画の検討を進め、沈砂池の設置位置を明らかにするとともに、濁水の処理工程について詳細を同準備書において明らかにすること。</p>	<p>工事中の濁水対策の方法について、プラントメーカーへのヒアリング結果や、水質の予測・評価の結果を踏まえ、対策方法や規模の検討を行いました。検討の結果は、第6章「6.5 水質」に示したとおりです。</p>

表 4-2(4) 環境影響評価方法書に対する愛媛県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

愛媛県知事の意見	事業者の見解
5 動植物及び生態系	
<p>文献から引用する生物等のリストだけでは、現状の実態と整合しない内容があるため、現地調査等を実施のうえ、評価すること。</p>	<p>最新の文献を用いた動植物の生息・生育情報の整理に加え、対象事業実施区域周辺の河川生態系を構成する動物（鳥類・両生類・爬虫類・魚類及び底生動物）及び植物に係る現地調査を実施し、現状の生息・生育状況の実態を的確に把握したうえで予測・評価を行いました。予測・評価の結果は、第6章「6.6 動物」～「6.8 生態系」に示したとおりです。</p>
6 景観	
<p>サイクリングロードが近接することから、大気汚染や悪臭等の対策はもとより、景観等についても十分配慮すること。</p>	<p>対象事業実施区域に近接する重信川サイクリングロードを「人と自然との触れ合いの活動の場」の代表地点として捉え、当該地点からの眺望の変化等について予測・評価を行いました。予測・評価の結果は、第6章「6.10 人と自然との触れ合いの活動の場」に示したとおりです。</p>
7 廃棄物等	
<p>(1) 廃棄物の保管は、性状に応じて雨水等による流出、悪臭の漏えいを防止するための措置を十分に講じること。</p>	<p>廃棄物の保管に当たっては、性状に応じて屋内保管及び屋外保管を区別し、雨水等による流出や悪臭の漏洩による影響を防止します。</p>
<p>(2) 燃え殻及びばいじんについて、引き続き、リサイクルに努めること。</p>	<p>可燃ごみ及び可燃性粗大ごみの焼却後に発生した主灰（燃え殻）について、引き続き資源化に努め、最終処分量の低減を図ります。</p>
<p>(3) ばいじんに含まれる水銀について、溶出量だけではなく、必要に応じて含有量も確認するなど、適切に管理すること。</p>	<p>現有施設では、ばいじん（焼却灰及びダスト固化物）に含まれる水銀の溶出量及び含有量の定期的な分析を行っています。新施設についても現在と同様、含有量に関する定期的な分析を行い、適切に管理していきます。</p>
<p>(4) 工事及び施設稼働に伴う廃棄物について、予測方法や評価手法を具体的に示し、処理計画をまとめること。</p>	<p>工事の実施及び施設の供用において発生する廃棄物等の予測・評価は、事業計画の内容及びプラントメーカーへの聞き取り調査の結果を踏まえて行いました。</p> <p>予測・評価の手法や、想定される廃棄物量及び処理方法並びに環境保全措置の内容は、第6章「6.11 廃棄物等」に示したとおりです。</p>
8 温室効果ガス	
<p>事業実施に伴い削減できる温室効果ガスを定量的に把握し、同準備書において明らかにすること。</p>	<p>環境影響評価準備書の作成に当たり、事業の実施に伴い削減できる温室効果ガスを把握しました。当該結果については、第6章「6.12 温室効果ガス等」に示したとおりです。</p>

表 4-2(5) 環境影響評価方法書に対する愛媛県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

愛媛県知事の意見	事業者の見解
9 その他	
(1) 環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。	環境影響評価を行う過程において、追加的な調査、予測及び評価を行う必要が生じた場合には、適切に対応します。
(2) ごみの広域処理による広範囲からの搬入により渋滞が懸念されるので対策を検討すること。	新施設の整備に当たり、廃棄物運搬車両の搬入ルートとして活用する市道の延長・拡幅を行うほか、搬入車両の動線の分離、搬入車両のナンバー読み取りシステムの導入による搬入の効率化等の対策を検討し、渋滞の緩和に努めます。
(3) ごみの再資源化等を推進するため、不燃ごみについても、広域処理を検討すること。	現在、不燃ごみについては、松山市と砥部町では各市町が所有する最終処分場における埋立処分、他の市町は民間処理業者への委託による埋立処分を行っています。引き続き処理を分散化することで1か所当たりの処分量を縮減し、既存施設を長期間使用することが望ましいと考えられるため、広域処理の対象とはしていません。 ただし、不燃ごみの広域処理は再資源化の推進に寄与する可能性もあることから、今後も松山ブロックの構成市町において、必要に応じて協議を行います。
(4) 既設施設の解体及び撤去において、ダイオキシン類、重金属及びアスベスト等の飛散及び流出防止対策を徹底すること。	既設施設の解体及び撤去においては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」、「廃棄物処理施設解体時等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」等に準拠し、ダイオキシン類及びアスベスト等の飛散及び流出防止対策を徹底します。重金属類についても同様に、飛散及び流出防止対策を徹底します。 なお、アスベストに関しては、大気汚染防止法に基づき解体前の事前調査が義務付けられていることから、法令に準拠して適切に対応することとします。
(5) 対象事業実施区域の土壤汚染については、土壤汚染対策法に基づき、適切に対応すること。	対象事業実施区域において確認された土壤汚染については、土壤汚染対策法に基づく調査や汚染土壌の除去等を行うことにより、適切に対応します。
(6) 対象事業実施区域が河川に囲まれた中州であるため、地震時の液状化対策も検討すること。	地盤調査を実施し、堅固な地盤までの杭打ちや地盤改良工事を実施することで、地震時の液状化対策に努めます。

表 4-2(6) 環境影響評価方法書に対する愛媛県知事の意見及びそれに対する事業者の見解

愛媛県知事の意見	事業者の見解
<p>(7) 地元住民等が実施している環境調査についても、必要に応じて活用すること。</p>	<p>対象事業実施区域の近傍に位置する椿中学校（松山市市坪南）の生徒が、授業の一環として重信川に生息・生育する生き物の調査を実施しています。</p> <p>環境影響評価の実施に当たっては、同中学校から近年の調査結果を提供いただいたうえで、動植物の生息・生育状況の整理の参考としました。</p>